

貸切バス事業者講習会・自己診断表設問の正答及び解説(設問1～9)

1	令和5年の貸切バスの事故類型として最多は、「追突」である。
	正答:○ 解説:令和5年の貸切バスの事故件数206件のうち、「追突」が全体の3割にあたる60件発生しており最多である。
2	遠隔点呼や自動点呼の被実施場所は自社営業所または自社車庫内に限られている。
	正答:× 解説:いままで営業所及び車庫でしか使用できなかった遠隔点呼や自動点呼を、自動車の車内や待合所、宿泊施設その他、これらに類する場所(運転者の自宅も含む。)でも実施が可能となりました。
3	遠隔点呼機器を使用した点呼の際、アルコールチェック時のなりすましがいないかを確認するため、遠隔点呼実施場所への監視カメラは必須要件となっている。
	正答:× 解説:これまでどおり、アルコールチェック時のなりすましがいないか運行管理者等が確認することは変わりませんが、遠隔点呼実施場所への監視カメラの設置を必須としていた施設要件について、今般の改正により、監視カメラを設置せずとも、「アルコール検知機使用時」の運転者や周囲の様子が確認できれば、スマートフォンやクラウド型ドライブレコーダー等のカメラを使用することが可能になります。
4	遠隔点呼を実施するためには、国土交通省が認定した機器を使用しなければならない。
	正答:× 解説:各事業者様で点呼告示第5条の条件を満たすことを確認し、機器を選定ください。なお、遠隔点呼はパソコンやアルコール検知器等のベーシックな機器の組み合わせでも実施できることから、機器認定は行っておりません。
5	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」で紹介されている各種スクリーニング検査は義務ではないが、運転者の健康状態を把握するうえで受診を推奨されていることから、運転者に受診させている。
	正答:○ 解説:一定の病気等に係る、外見上の前兆や自覚症状がない運転者に対しても、脳、心臓、消化器系疾患や、睡眠障害等の主要疾病に関するスクリーニング検査を受診させ、健康起因事故を引き起こす可能性のある、疾病等の着実かつ、早期の発見に努めることを推奨しております。上記4つが、主要疾病の早期発見に有効と考えられる、スクリーニング検査の例になります。
6	カーブの多い下り坂を走行する際は、フットブレーキを多用しカーブを安全に曲がれるよう注意すべきである。
	正答:× 解説:カーブの多い下り坂でフットブレーキを頻繁に使い過ぎると、急にブレーキが効かなくなる可能性があるため、低速のギアを用いてエンジnbrakeブレーキや排気ブレーキを活用し、フットブレーキを踏みすぎないように注意が必要です。
7	令和6年4月1日より、保存期間が3年に延長された記録・書類は、運送引受書、手数料額記載の書類、業務記録、運行指示書、点呼記録である。
	正答:○ 解説:運送引受書、手数料額を記載した書類、業務記録、運行指示書、点呼の記録について、令和6年4月1日以降は保存期間が3年に延長されました。点呼記録は、電子ファイル保存が必須であり、新たにシステムの導入は必要なく、紙媒体に記録したものをスキャンして保存する、表計算ソフトで作成したものをPDF等のデータで保存するなどの対応でも問題ありません。
8	令和7年4月1日より、全ての貸切バスにデジタル式運行記録計(デジタコ)の使用が必須となっている。
	正答:○ 解説:運行形態が貸切契約の場合は、その運行の実態や車両の形状に関わらず、デジタル式運行記録計の使用が義務となりました。 ただし、ボンネットバスのように、年式が非常に古く、デジタコを装着できない車両は義務付けの対象外です。その場合、複数の運行記録計のメーカーから、デジタル式運行記録計の装着が困難である旨の回答文書、書面やメール等してもらい、その回答について車両を保有しなくなるまで保存してください。
9	点呼実施の際に、アルコール検知器使用時の画像を記録しているため、点呼実施状況の確認ができることから、動画保存は省略している。
	正答:× 解説:重大事故を起こした事業者の多くが、点呼の未実施など運行管理が不十分であったことから、改ざん・不正防止を含む確実な運行管理を実施するため、点呼の実施状況の動画を記録し保存しなければならない。監査等で記録の確認が取れない場合は、行政処分の対象にもなります。